

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
(平成26年2月28日～平成26年3月29日(タバコ、イネ))

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件

| 遺伝子組換え生物等の種類の名称 | 第一種使用等の内容 |
|---|-----------------------------------|
| <i>Cry43Aa1</i> 発現葉緑体形質転換タバコ (<i>Cry43Aa1</i> 遺伝子発現タバコ、 <i>Nicotiana tabacum</i> L. SR-1 ; NT-001) | 隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為 |
| 複合病害抵抗性イネ (<i>WRKY45</i> 遺伝子発現イネ、 <i>Oryza sativa</i> L. たちすがた ; NIA-0S008-6) | 隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為 |
| 開花期制御イネ (<i>Oryza sativa</i> L. 日本晴 ; NPB-0S12-AGH) | 隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為 |
| 開花期制御イネ (<i>Oryza sativa</i> L. キタアオバ ; KTA-0S12-GH) | 隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為 |
| 開花期制御イネ (<i>Oryza sativa</i> L. キタアオバ ; KTA-0S12-AGH) | 隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為 |
| スギ花粉症治療イネ(改変 <i>Cry j</i> 蓄積イネ、 <i>Oryza sativa</i> L.)(0sCr11) | 隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為 |

2. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省及び文部科学省のホームページ、J - B C H (バイオセーフティクリアリングハウス)に掲載
- ・ 記者発表
- ・ 資料の配付

(2) 意見提出期間

平成26年2月28日(金)から平成26年3月29日(土)まで

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は文部科学省ライフサイエンス課

3. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

| | |
|-------|------|
| 意見提出数 | 157通 |
|-------|------|

| | |
|---------|-----|
| 整理した意見数 | 98件 |
|---------|-----|

4. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

| | 意見分野 | 主な意見 | 回答 | 件数 |
|---|------------------|--|--|----|
| 1 | 第一種使用規程の承認について | <p>速やかに承認を希望。</p> <p>研究期間の延長をするだけで再申請と審査を行う必要が、科学的にあるのか。改めて評価する必要のある新たな知見がない限り、期間延長については届出だけですむようにすべき。</p> <p>開花期制御イネでは、新たに飼料用イネへ遺伝子が導入されているが、導入遺伝子は同じであり、同じベクターを用いて遺伝子導入するのであれば、品種ごとに申請させる必要はない。もちろん、導入した品種によって生物多様性影響が生じることが想定される場合は個別の審査が必要だが、少なくとも隔離ほ場で栽培する限り、生物多様性影響が生じるとは思えず、遺伝子組換え研究の効率的な推進のために、無駄な申請を見直すことを要望。</p> | <p>遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認に当たっては、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)(以下「法」という。)に基づき、学識経験者からの意見聴取を行うこととされており、さらに、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三条の規定に基づく基本的事項(平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号)(以下「基本的事項」という。)に基づき、国民から聴取した意見を考慮することとされているなど、法令に基づく必要な手順をとることとされています。</p> <p>これらの手順については、今後とも適正な対応に努めてまいります。</p> | 2 |
| 2 | 生物多様性への影響関連 | <p>遺伝子組換えイネの花粉が風によって運ばれ、在来種と交雑してしまうおそれがあり、拡散防止措置を執らずに使用等を行うことはやめるべきである。</p> <p>遺伝子組換え生物等を使用することによる、周辺の生態系への悪影響等を想定し、遺伝子組換え作物の開発は禁止すべきである。</p> | <p>本申請は、遺伝組換えイネ又は遺伝子組換えタバコを限定された場所・期間において研究利用することについて、それぞれ遺伝子組換え生物等の第一種使用等による生物多様性影響評価実施要領(平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号)に基づき、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の評価の項目に関して科学的データや学識経験者からの意見を踏まえて検討したものであり、生物多様性影響が生ずるおそれがないものと総合的に判断したものです。</p> | 44 |
| 3 | 生物多様性への影響関連 | <p>葉緑体形質転換タバコは、我が国で初めての葉緑体形質転換植物の第一種使用等であるが、葉緑体形質転換植物の物質生産能力の高さと、花粉を介した遺伝子拡散がないことは植物工場として実用化を進める上で極めて優れた特性であり、また、隔離ほ場という限られたほ場における栽培であれば、生物多様性影響も想定されないため、速やかな承認を希望。</p> | <p>遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認に当たっては、法に基づき、学識経験者からの意見聴取を行うこととされており、さらに、基本的事項に基づき、国民から聴取した意見を考慮することとされているなど、法令に基づく必要な手順をとることとされています。</p> <p>これらの手順については、今後とも適正な対応に努めてまいります。</p> | 2 |
| 4 | パブリックコメントの方法について | <p>パブリックコメントは広く報道をして行うべきである。</p> | <p>パブリックコメントは、募集を開始する際に、記者発表(プレスリリース)を行うとともに、文部科学省及び環境省のウェブサイトを通じて広くお知らせしています。</p> <p>また、インターネットを利用できない方のために、要望に応じて資料配付についても対応しています。</p> | 4 |
| 5 | その他 | <p>遺伝子組換え食品の人体への影響が明らかでなく、また、日本の農業にも影響が大きいことなどから、遺伝子が組み換えられたコメの日本国内での栽培、流通及び輸出入には反対。</p> | <p>本申請については、法に基づき、遺伝子組換えイネを、限定された場所・期間において研究利用することを承認するもので、遺伝子組換え食品用や医薬品用としての栽培、流通及び輸出入についての承認を行うものではありません。</p> | 46 |